二　本省庁　国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務総局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。

三～五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十三号

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）及び防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第三百五号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年11月２日）時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年10月30日）時点の条番号を示すものとする。
１～３　［略］	１～３　［同左］
４　適用の範囲	４　適用の範囲
４－１　法第５章の規律対象となる主体	４－１　法第５章の規律対象となる主体
［略］	［同左］